

誓 約 書

年 月 日

千葉県水道局長 様

住 所

氏 名 ㊟

個人が誓約する場合は、誓約者の氏名を自書することにより、押印を省略することができる。

災害時の飲料水を確保する目的で受水槽へ非常用給水栓を設置するにあたり、下記事項を遵守するとともに、万一目的以外で封印を切った場合は、貴局の如何なる処置に対しても申立てをしないことを誓約いたします。

記

1 申請場所 市 町 丁目 番 号

2 誓約事項

- (1) 非常用給水栓は、災害等により当局から水が供給されない場合、災害等によりポンプ施設が停止して給水されない場合にのみ使用します。
- (2) 非常用給水栓には、通常時に容易に使用することが出来ないように蛇口部分に封印を施すものとし、責任者を定め、適正に管理及び点検をします。
- (3) 非常用給水栓は、口径φ20mm以下とします。
- (4) 非常用給水栓の取出し位置は、受水槽有効容量の最低水位より高い位置とします。
- (5) 住民への周知方法として、「災害時の使用に限定」のプレートを掲示します。
- (6) 災害時に非常用給水栓を使用したときは、使用日時を報告します。